

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

印西市長 藤 代 健 吾

専決処分書

印西市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

印西市長 藤 代 健 吾

印西市都市計画税条例の一部を改正する条例

印西市都市計画税条例（平成８年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

附則第１４項中「第９項、第１３項から第１７項まで、第１９項、第２０項、第２４項、第２７項、第３１項から第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」を「第８項、第１２項から第１６項まで、第１８項、第１９項、第２３項、第２６項、第３０項から第３２項まで、第３５項、第３６項、第４０項若しくは第４３項」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の印西市都市計画税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和７年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承認第2号審議資料

専決処分承認を求めることについて

印西市都市計画税条例（平成8年条例第12号）の一部を改正する条例の制定について

1 改正の要旨

令和8年度税制改正に伴う地方税法の改正に対応するための所要の改正を行うもの

2 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号。令和8年3月31日公布）の施行に伴うもの

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 経過措置

新旧条例の適用区分に関する経過措置

4 新旧対照表

新	旧
本則（略） 附 則 1～13（略） 14 法附則第15条第1項、 <u>第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項</u> 、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 以下（略） 附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この条例による改正後の印西市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計	本則（略） 附 則 1～13（略） 14 法附則第15条第1項、 <u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項</u> 、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 以下（略）

画税については、なお従前の例による。